

県による給付点検の実施について

1 これまでの主な経過

- 平成31年1月 給付点検に係る健康福祉部内3課と連携体制構築
(健康福祉指導課・障害者福祉推進課・医療整備課)
- 平成31年3月 県内全市町村より情報提供に係る包括的同意(同意書)
給付点検に係る事務処理方針策定
- 令和元年 6月 国保総合システムの改修

2 給付点検の内容

- 令和2年1月より、給付点検の実施を予定している。(約3,000件/3カ月分)
- 点検条件としては、令和元年9月診療分より県内の市町村異動のあった被保険者の医科(入院・外来)、歯科(入院・外来)、DPC、調剤について、複数月(3カ月)を対象とした縦覧・突合・横覧点検とする。 【広域的な見地による給付点検調査】
- 点検項目としては、複数項目を保険指導課にて選定する。例えば、3カ月に1回の算定要件のある医科点数D005(8)「アルブミン定量(尿)」などの縦覧点検や、部内連携体制による実地指導内容、保険指導課保険医療機関指導班にて実施した個別指導等の内容についての点検とする。また、項目については3カ月に1度見直しを行う。

【医療に関する専門的な見地による給付点検調査】

	令和元年						令和2年
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
被保険者			A市	B町			
			▲資格異動				
医療機関	▲診療		▲診療	▲診療			
連合会				▲請求 審査			
A市					資格点検	給付点検	
B町					資格点検	給付点検	
県							給付点検
	抽出期間						※再審査申出が重複しない

3 市町村の対応

県による給付点検の実施による市町村の国保総合システムの操作（見え方など）については、国保連合会主催（11月27日予定）の国保総合システム等電算共同処理研究会にて説明予定。

4 2020年度保険者努力支援制度（都道府県分）（参考）

○市町村への指導・助言等（2019年度の実施状況を評価）

評価指標	配点
(i) 給付点検	
① 都道府県は市町村から給付点検調査に要する情報の提供を求めるために、包括的な合意を得ている場合	1点
② 給付点検調査のための担当者を配置し、庁内関係部局間での担当者会議を定期的に行う等により、日頃から連携体制を構築している場合	1点
③ 給付点検調査に係る事務処理方針を策定している場合	1点